

令和5年2月2日

まちづくり委員会資料

川崎市私道舗装助成金支給制度の見直しに伴う
パブリックコメントの実施結果について

建設緑政局

川崎市私道舗装助成金支給制度の見直しに伴う パブリックコメントの実施結果について

1 概要

川崎市私道舗装助成金支給制度は、用地に関する権利関係のふくそう、構造的欠陥等の理由により、一般の交通の用に供しているが公道とすることが困難な私道の整備を促進するため、当該私道の舗装新設工事等を行う者に対し助成金を支給し、もって生活環境の向上に寄与することを目的としています。

現在、本制度により、私道の舗装新設工事等を行う際には、「関係者総意による工事施行の要望がなされていること」となっており、関係者の所在が確認出来ない場合には、助成金を支給することができないこととなっています。また、「生活環境の向上に寄与すること」としている本制度の目的に合致しない私道について、助成対象となるかの要件が不明確となっております。

これらの課題に対し、見直しに向けた検討を進めており、規則の一部改正を予定していることから、市民の皆様の御意見を募集いたしましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	川崎市私道舗装助成金支給制度の見直しについて
意見の募集期間	令和4年12月9日（金）～令和5年1月10日（火）
意見の提出方法	郵送、持参、ファックス、電子メール
意見の周知方法	ホームページ及び市政だよりへの掲載 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所道路公園センター、各区役所市政資料閲覧コーナー、建設緑政局道路河川整備部施設維持課）
結果の公表方法	ホームページへの掲載 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所道路公園センター、各区役所市政資料閲覧コーナー、建設緑政局道路河川整備部施設維持課）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		1通（1件）
内 訳	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）
	ファックス	0通（0件）
	電子メール	1通（1件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントを実施した結果、川崎市私道舗装助成金支給制度の見直しについての趣旨に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進し、規則の一部改正の手続きを進めます。

●御意見の件数と対応区分

項 目	A	B	C	D	E	合計
(1) 川崎市私道舗装助成金支給制度の見直しについて に関すること		1				1
合 計		1				1

【御意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見を踏まえ、反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の施策・事業を進めていく中で、参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E その他

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

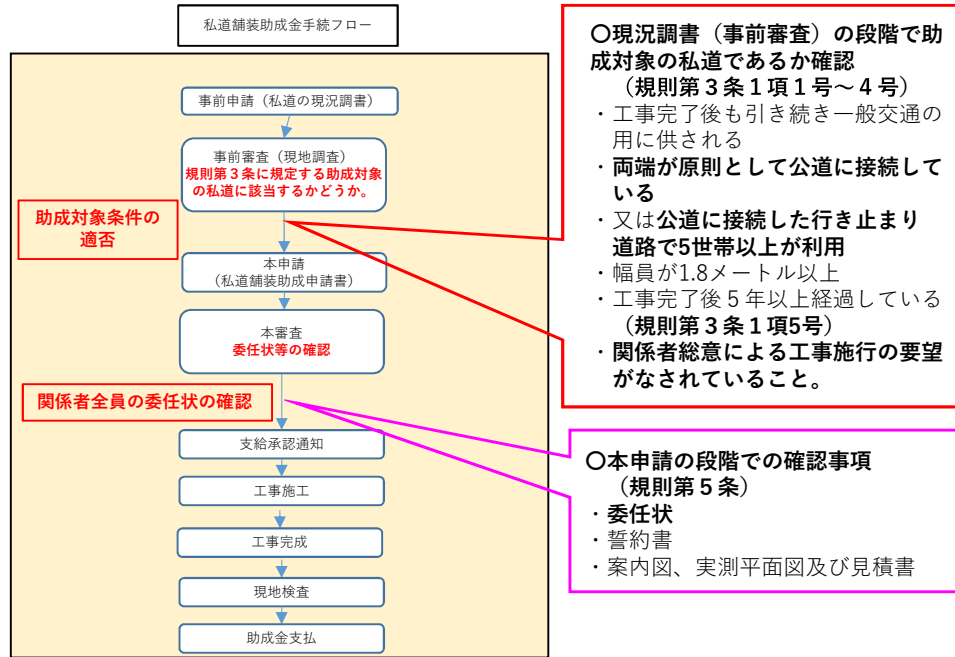
(1) 川崎市私道舗装助成金支給制度の見直しについて関すること（1件）

	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	全国的に所有者が不明な土地に関して、課題となっていることから、良い見直しである。	制度の見直しについての趣旨に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進し、規則の一部改正の手続きを進めます。	B

川崎市私道舗装助成金支給制度の見直しについて

1 私道舗装助成金支給制度の概要

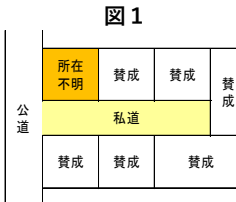
川崎市私道舗装助成金支給規則（昭和48年川崎市規則第31号に基づき）は、**用地に関する権利関係のふくそう、構造的欠陥等**の理由により、一般の交通の用に供しているが**公道とすることが困難な私道の整備を促進するため**、当該私道の舗装新設工事、舗装補修工事又は階段補修工事(当該工事に伴う側溝等の付帯工事を含む。)を行う者に対し**助成金を支給する制度であり、もって生活環境の向上に寄与することを目的としている。**



2 本市における課題

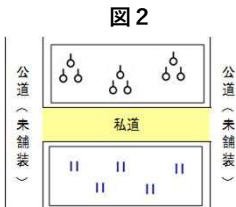
(1) 関係者の所在を確認出来ない（不明）場合の対応

現行規則では「私道の所有者、私道に接する家屋の居住者等の関係者総意による工事施行の要望がなされていること。」となっており、図1のように助成対象条件を満たす私道であるが、**関係者の所在を確認出来ない（不明）場合、関係者全員の委任状が取得出来ず、助成金が支給出来ないこととなっている。**



(2) 生活環境の向上が期待できない私道への対応

現行規則では、第1条の目的において「生活環境の向上に寄与することを目的とする」とあるが、規則の**目的に合致しない**図2のような未舗装の公道に接続する私道について、**助成対象となるかの要件が不明確となっている。**



3 国によるガイドライン作成・公表の背景

共有私道につき、補修工事等を行う場合に、民法の共有物の保存・管理等の解釈が必ずしも明確でなく、事実上、所有者全員の同意を得る運用になっており、**私道所有者の一部の所在を把握することが困難な事案において、必要な補修工事等の実施に支障が生じている。**

このような背景から「共有私道の保存・管理等に関する事例研究会」が発足され、「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書～所有者不明私道への対応ガイドライン～」にて**私道の共有者及び所有者が一部不在な場合における工事可否を判断する指針が示された。**

4 制度の見直し内容

(1) 関係者の所在を確認出来ない（不明）場合の対応

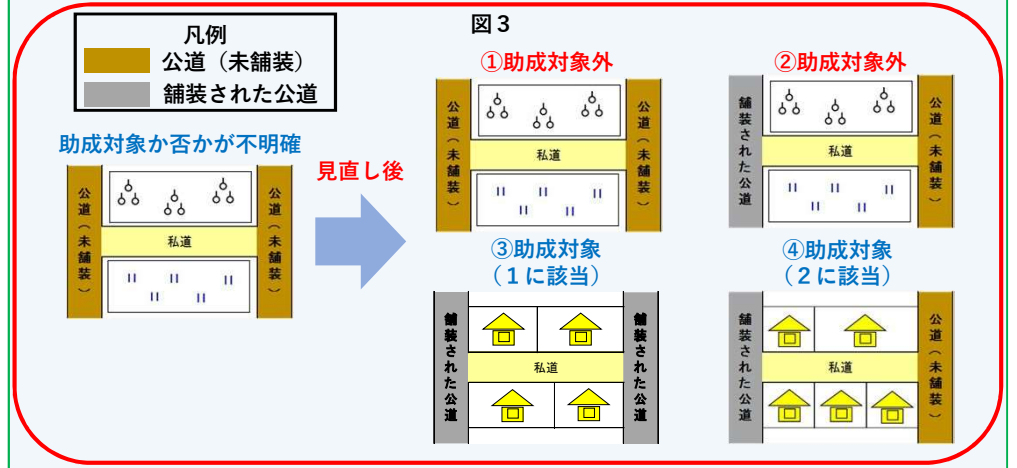
関係者の所在が確認出来ない（不明）場合については、**以下1～3のすべての要件を満たせば、助成金を支給します。**

- 所在不明者を除き、所在が確認できる関係者のすべての委任状がある場合
- 所在が確認できない関係者又はその代表者に連絡がつかなかったことを証明した場合
- ガイドラインを踏まえ、私道の共有者及び所有者が一部不在な場合における工事可否を判断する指針に準拠し要件が整った場合（別紙参考資料参照）

(2) 生活環境の向上が期待できない私道への対応

生活環境の向上に寄与することを目的としていることから、**接続する公道は舗装されていることを条件として追加し、次のいずれかに該当することとします。**

- 両端が原則として**舗装された公道**に接続していること。
- 一端が**舗装された公道**に接続した道路で5世帯以上が出入口として利用していること。



5 スケジュール（予定）

令和4年度				令和5年度	
12月	1月	2月	3月	4月1日～	10月1日～
12/9～1/10 パブリックコメント 意見募集	意見の取りまとめ等		パブリックコメント 結果公表 規則公布	4月1日施行 ただし、見直し内容（2）については経過措置として10月1日以降の申請に適用	

《ガイドラインを踏まえた私道の共有者及び所有者が一部不在の場合における工事可否の指針》
以下のとおり、必要な要件については、①工事内容及び②私道の所有形態に応じて異なっている。

工事の内容と私道の所有形態に応じた事例

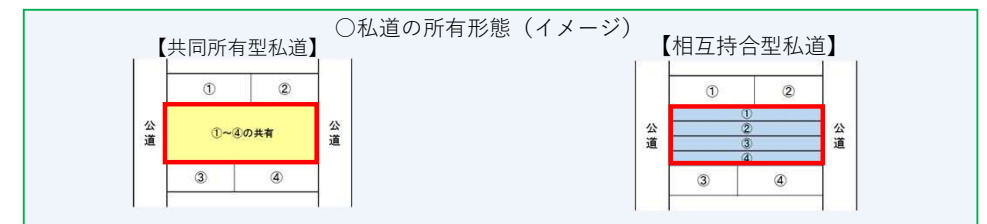
「工事の内容と私道の所有形態に応じて必要となる要件」			
	保存（部分補修） （民法第252条ただし書きの保存行為）	管理（全面補修工事） （民法第252条の共有物の管理に関する事項）	変更・処分（舗装新設） （民法第251条の変更行為）
共同所有型	必要な要件 ⇒ 1かつ2	必要な要件 ⇒ 1かつ2かつ3(1)	必要な要件 ⇒ 1かつ2かつ3(2) もしくは1かつ2かつ3(3)
相互持合型	必要な要件 ⇒ 1かつ2	必要な要件⇒ 1かつ2かつ3(3) ただし、所在が不明な所有者の土地を除き工事をする場合は3(3)が不要	

1 所在不明者を除き、所在が確認できる関係者のすべての委任状がある場合
2 所在が確認できない関係者又はその代表者に連絡がつかなかったことを証明した場合
3 工事の内容に応じて次のいずれかによること。 (1) 私道の所有者の持分の価格に従い、その過半数の同意があること。 (2) 区分所有法による手続きにより決議を得る。 (3) 不在者財産管理制度や相続財産管理制度を活用して同意を得る。

①工事内容とは、部分的な補修を行う「保存」、全面的な補修を行う「管理」、新設など形状を変える「変更・処分」がある。



②私道の所有形態とは、私道敷全体を複数の者が所有し共有する「共同所有型私道」、私道敷が複数の筆から成っており、隣接宅地の所有者等が私道敷の各筆をそれぞれ所有し相互に利用し合う「相互持合型私道」がある。



工事の内容	私道の所有形態
【保存（部分補修）】 	【共同所有型私道】
事例1 私道及び私道に接する家屋・居住者の総意	見直し案 1 所在不明者を除き、所在が確認できる関係者のすべての委任状がある場合 2 所在が確認できない関係者又はその代表者に連絡がつかなかったことを証明した場合 上記の要件が確認できた場合
X	O

工事の内容	私道の所有形態
【保存（部分補修）】 	【相互持合型私道】
事例4 私道及び私道に接する家屋・居住者の総意	見直し案 1 所在不明者を除き、所在が確認できる関係者のすべての委任状がある場合 2 所在が確認できない関係者又はその代表者に連絡がつかなかったことを証明した場合 上記の要件が確認できた場合
X	O

工事の内容	私道の所有形態
【管理（全面補修）】 	【共同所有型私道】
事例2 私道及び私道に接する家屋・居住者の総意	見直し案 1 所在不明者を除き、所在が確認できる関係者のすべての委任状がある場合 2 所在が確認できない関係者又はその代表者に連絡がつかなかったことを証明した場合 3(1) 私道の所有者の持分の価格に従い、その過半数の同意を得ていること 上記の要件が確認できた場合
X	O

工事の内容	私道の所有形態
【管理（全面補修）】 	【相互持合型私道】
事例5 私道及び私道に接する家屋・居住者の総意	見直し案 1 所在不明者を除き、所在が確認できる関係者のすべての委任状がある場合 2 所在が確認できない関係者又はその代表者に連絡がつかなかったことを証明した場合 3(3) 不在者管理制度や相続財産管理制度を活用して同意を得ていること 上記の要件が確認できた場合 ただし、所在が不明な所有者の土地を除き工事をする場合は、上記3(3)が不要
X	O

工事の内容	私道の所有形態
【変更・処分（舗装新設）】 	【共同所有型私道】
事例3 私道及び私道に接する家屋・居住者の総意	見直し案 1 所在不明者を除き、所在が確認できる関係者のすべての委任状がある場合 2 所在が確認できない関係者又はその代表者に連絡がつかなかったことを証明した場合 3 (2) 区分所有法による手続きにより決議を得ていること 又は (3) 不在者管理制度や相続財産管理制度を活用して同意を得ていること 上記の要件が確認できた場合
X	O

工事の内容	私道の所有形態
【変更・処分（舗装新設）】 	【相互持合型私道】
事例6 私道及び私道に接する家屋・居住者の総意	見直し案 1 所在不明者を除き、所在が確認できる関係者のすべての委任状がある場合 2 所在が確認できない関係者又はその代表者に連絡がつかなかったことを証明した場合 3(3) 不在者管理制度や相続財産管理制度を活用して同意を得ていること 上記の要件が確認できた場合 ただし、所在が不明な所有者の土地を除き工事をする場合は、上記3(3)が不要
X	O